

広報資料(ここに掲載されている情報は、発表日現在の情報です)

2011年(平成23年)8月23日

福島県弁護士会

## 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センターの設置について

福島県弁護士会は、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が紛争解決センター(いわゆる政府ADR)を実施すること等に対応するため、「福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター(以下「救済支援センター」といいます)」を設置し、9月1日より受付を開始いたします。

この救済支援センターでは、主に、原子力損害賠償に関する法律相談を担当する弁護士の紹介、紛争解決センターの和解仲介申立代理を行う弁護士の紹介等を行います。

救済支援センターの受付は、平日10時～15時まで、電話024-533-7770番にて行います。

申し込みをされた方は、ご自身にて救済支援センターから紹介された弁護士の法律事務所にご予約のうえ、ご相談、ご依頼をしていただくこととなります。その場合、法律相談の相談料はかかりません。和解仲介申立代理は有料となりますが、個人の方は原則として日本司法支援センター(法テラス)の法律扶助を利用して弁護士費用の立て替えを受けることができます。

以上

(お問い合わせ先 福島県弁護士会事務局 電話番号:024-534-2334)